

公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター共済給付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」いう。）の共済給付事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付事業)

第2条 理事長は、別表に定めるところにより、会員に次に掲げる給付金を給付する。ただし、会員が死亡した場合、会員の遺族に対して給付するものとする。

- (1) 結婚祝金
- (2) 銀婚祝金
- (3) 出産祝金
- (4) 入学祝金
- (5) 入院見舞金
- (6) 死亡弔慰金
- (7) 永年勤続慰労金
- (8) 還暦祝金
- (9) 障害見舞金
- (10) 住宅災害見舞金
- (11) 事業主慰労金

(遺族の範囲等)

第3条 前条の給付を受けることのできる遺族の範囲及び順位は、次のとおりとする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、会員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹

2 前項に規定する給付金を受けることができる同順位の者が2人以上ある場合においては、その1人のした請求は、全員のため、その全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(給付金の請求)

第4条 給付金の給付を受けようとする者は、給付事由が発生した日から2年以内に給付金給付請求書により理事長に請求しなければならない。

2 給付金の請求は、会員となって1箇月を経過した後に発生した事由について請求権が生じるものとする。ただし、永年勤続慰労金は、会員となって1年を経過した後とする。

(権利の時効)

第5条 この規程による給付金の請求権は、その給付事由が発生した日から2年間で消滅する。

(給付金の支払方法等)

第6条 給付金の支払は、口座振込又はセンターの窓口払いとする。

2 センターの窓口で支払を受けようとする者は、身分を証明するものを提示しなければならない。

(給付金の返還)

第7条 会員等が虚偽の請求その他不正の行為により共済給付金の支給を受けた場合は、理事長は、その者から当該給付金を直ちに返還させるものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンターの設立の登記の日から施行する。

2 公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンターの設立の登記前に発生した財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター共済給付規程による給付事由については、この規程による給付事由とみなす。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公表の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

給付種類	給付金額	給付事由	給付制限
結婚祝金	20,000円	会員が結婚したとき。 ○結婚とは、法律上の婚姻をいい、 内縁を含まない。	
銀婚祝金	10,000円	会員が結婚満25年を迎えたとき。 ○婚姻による戸籍の入籍日から起算し て満25年目。	
出産祝金	10,000円	会員又はその配偶者が出産したとき。 ○多産児は、それぞれ1件として 扱う。	
入学祝金	10,000円	会員の子が小学校に入学したとき。 ○会員の子とは、会員の実子及び養子 をいう。（養子縁組済であること）	
入院見舞金			①災害救助法 が適用された 場合は対象と しない。 ②同一傷病の 入院は年度内 1回とする。 ③70歳以上の 会員に対する 入院見舞金の 額は2分の1 の額とする。
入院14日～29日	10,000円	会員が傷病により引続き14日～29日入 院したとき。	
入院30日～59日	15,000円	同30日～59日	
入院60日以上	20,000円	同60日以上 ○60日を超えた入院の場合、その時点 において給付する。ただし、同一入 院が引き続き翌年度に継続された場 合は、新たな年度での給付は行わな い。 また、入院見舞金の給付後に死亡 弔慰金の対象になった場合、既に入 院見舞金として給付した額を減額す る。	
死亡弔慰金			
本人	100,000円	会員が死亡したとき。	
配偶者	30,000円	会員の配偶者が死亡したとき。	

1 親等	10,000円	会員の1親等の血族の者が死亡したとき。 ○1親等の血族とは、会員の実父、実母、養父、養母、実子及び養子をいう。（養子縁組済であること） ○会員死亡のときの死亡弔慰金は、会員の遺族に給付する。	70歳以上の会員に対する本人死亡弔慰金の額は2分の1の額とする。
永年勤続慰労金			事業主は永年勤続慰労金の給付は受けられない。
10年	5,000円	会員期間が1年以上経過した者が、同一事業所に勤務して満10年に達したとき。	
15年	5,000円	同15年	
20年	10,000円	同20年	
25年	10,000円	同25年	
30年	20,000円	同30年	
還暦祝金	10,000円	会員が満60歳を迎えたとき。	
障害見舞金			手帳を既に受けている者が、新たな等級に変更された場合、既等級との差額を給付する。
1級	100,000円	会員が身体障害者手帳1級の新規交付を受けたとき。	
2級	80,000円	同2級	
3級	50,000円	同3級	
4級	40,000円	同4級	
5～6級	20,000円	同5～6級	
住宅災害見舞金			災害救助法が適用された場合は対象としない。
火災(全焼)	30,000円	会員が居住する生活の本拠である住宅が災害にあった場合。	
(半焼)	20,000円		
(一部焼)	10,000円		
風水害(全壊)	30,000円		
(半壊)	20,000円		
(一部壊)	10,000円		
(床上浸水)	10,000円		
事業主慰労金			対象は事業主のみ。
5年	5,000円	事業主が会員として、サービスセンターに加入後、満5年に達したとき。	
10年	5,000円	同10年	
20年	10,000円	同20年	
30年	20,000円	同30年	